

2021年4月15日

<お知らせ>

選手強化委員長に対する処分の件について（ご説明）

公益財団法人 全日本空手道連盟

空手の東京五輪組手女子 61 キロ超級代表内定の植草歩選手（以下、申告者）が、練習場としていた帝京大学空手道部の監督である香川政夫氏（当時、全日本空手道連盟選手強化委員長。以下、対象者）による竹刀を使った稽古によって眼部を負傷したことなどを訴えていた問題で、当法人は、4月9日に臨時理事会を開き、対象者について、選手強化委員長を解任するとともに、全空連理事の辞任を認める決議をしました。

理事会の決議に先立ち、倫理委員会において、所要の調査とともに、3月31日、4月5日と二度にわたって審議が行われました。その結果認定された事実とそれに対する評価を踏まえて、上記の理事会での決議に至りました。その間の経緯について補足説明いたします。

#### 1. 理事会決議に至った論拠

(1) 倫理委員会の事実認定と評価、結論 （別添、委員会報告書サマリーをご参照下さい）

- ・昨年末から、帝京大学空手道部道場で、手足の長い外国人対策として竹刀を用い、防具をつけない組手練習（以下、竹刀稽古）が行われた。
- ・初回の12月25日に、竹刀が一人の選手の顔に当たったが、竹刀稽古はその後も続けられた。1月27日には、対象者の振り下ろした竹刀が申告者の左目近くに当たった。
- ・申告者は、翌日医療機関を受診して「左眼部打撲」などの診断を受けた。申告者は、その旨を対象者に報告をした。幸い、MRI検査は異常なかった。
- ・更に、申告者が医療機関を受診し、そのことを知った後も、対象者は、2月初旬までこのような竹刀稽古を2~3回行った。
- ・倫理委員会は、1か月あまりの間に同種の事故が2度も起きていたにもかかわらず、対象者が指導の内容や方法を変更せずに同様の竹刀稽古が続けたことについて、「申告者に対する配慮を著しく欠くもの」であったと評価するとともに、『倫理規定第4条第1項第1号所定の「身体的暴力」に直接該当するものではないとしても、申告者に対する配慮を著しく欠くものであって「身体的暴力」に準じるものとして同項第11号所定の「各号に準じる不適当な行為」に該当する』と、結論づけた。
- ・併せて、倫理委員会は、対象者が、選手強化委員長という、選手強化分野における「最高指導者」の立場に照らすと、これらの言動は当連盟に対する社会的信頼を損なうものであり、

対象者は「当連盟の役職に就いた以上は、日々の稽古中であっても、その地位とこれに伴う社会的影響を自覚した、より一層慎重な振舞いが求められる」として、「当連盟の選手強化委員会の委員長としての適格性に欠ける」と評価した。

## (2) 理事会の決議

a. 理事会の開催に先立ち、対象者からは、選手強化委員長と連盟理事に関する「辞職願」が提出されました。

ただ、理事会は、倫理委員会から提出された「報告書」を踏まえて、倫理規程第8条(1)の定めにより、対象者について選手強化委員長を「解任」する旨の決議をしました。選手強化委員長に関しては「辞職願」を受理することはしませんでした。

他方、理事に関しては、その任免権が評議員会に専属していることを考慮して、「辞職願」を受理し、対象者の辞任を認めました。

b. 理事会の決議に当たっては、①倫理委員会での調査に限界があったこと(申し立て事項の多くが帝京大学空手道部道場を拠点に発生)を踏まえるとともに、②東京2020空手競技が迫る中で、現場の混乱の收拾とアスリートの環境整備を最優先事項として考慮しました。

その結果、全空連選手強化委員長という社会的立場の高さに照らし、竹刀稽古に関わる言動をもって、強化委員長を解任することとなりました。

## 2. その余の事実について

・申告者による申告は多岐にわたりましたが、その余の事実については認定しておりません。前述の竹刀稽古について「不適切な行為」とし、「当連盟の選手強化委員会の委員長としての適格性に欠ける」と判断して、対象者を選手強化委員長から解任した以上、その余の事実の調査には及ばないものと思料されます。

・今後、帝京大学における調査委員会の発表を注視していきます。

## 3. 最後に

今回の件で、皆様には大変なご心配をおかけしました。連盟として深くお詫び申し上げます。全空連としましては、今回の反省を踏まえ、健全な選手の育成・強化環境の整備に全力で取り組み、東京2020に連盟一丸となって臨んで参ります。

今後とも、格別なるご理解・ご支援のほどお願い申し上げます。

以上